

# 知っておきたい基礎用語〈1〉

## 個別元本

追加型投資信託において、お客さまが保有されているファンドごとの税法上の元本（一般に、購入時の基準価額）で、分配金支払い時の課税額計算の基礎となります。同一ファンドを複数回購入した場合には、その都度個別元本が移動平均法による再計算で変更されます。また、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合にも変更されます。

## 取得単価

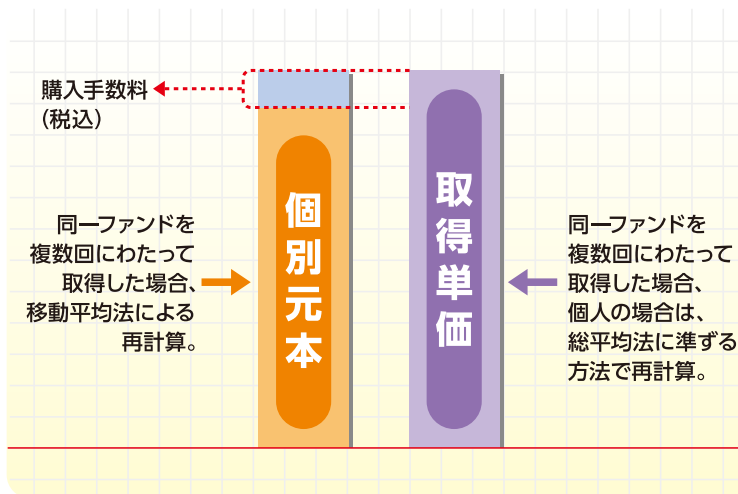
個別元本に購入時の手数料を含めた価格で、解約時の税額計算の基礎になります。同一ファンドを複数回購入した場合には、個人の場合は、総平均法に準ずる方法で再計算し変更されます。

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

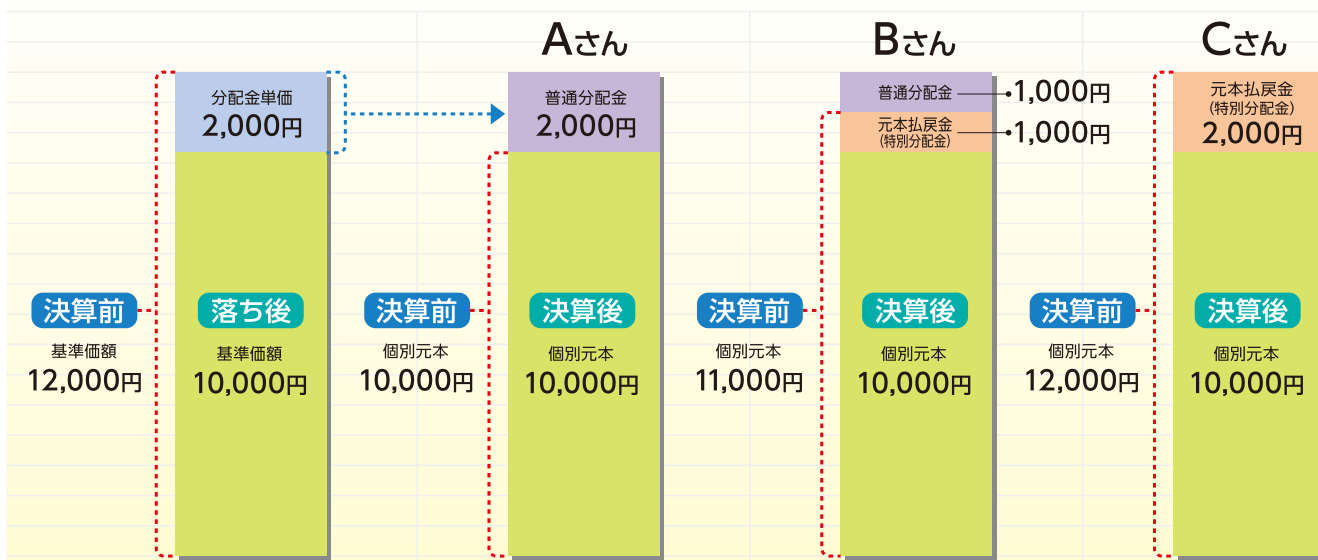
分配金には「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」の2種類があります。ファンドの決算時に、分配金を払い出した後の基準価額（落ち後基準価額）がお客さまの個別元本（決算前個別元本）と同額または上回る場合、分配金全額が「普通分配金」となります。一方下回る場合は、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額を「元本払戻金（特別分配金）」、残りの金額が「普通分配金」として区分されます。「普通分配金」は課税扱いとなりますが、「元本払戻金（特別分配金）」はお客さまの元本を払い戻したことに相当するため非課税扱いとなります。

## 決算後個別元本

「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、決算前個別元本から「元本払戻金（特別分配金）」を控除した金額が、決算後個別元本となります。



## ■ファンドの状況/決算前基準価額12,000円、分配金単価2,000円、落ち後基準価額10,000円と仮定した場合



# 知っておきたい基礎用語〈2〉

## 基準価額

投資信託の値段のことです。投資信託に組み入れている株式や債券などをすべて日々評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な未払費用などを差し引いて純資産額を算出し、さらにその時の受益権口数で割ったものが基準価額です。

## 特定口座

投資信託や国債等の譲渡損益、分配金・利子等の年間損益を、お客さまに代わって金融機関が管理する口座のことです。特定口座では、源泉徴収選択口座と簡易申告口座のいずれかを選択できます。源泉徴収選択口座は、譲渡益等に対して金融機関が源泉徴収を行い、お客さまに代わって納税する口座で、確定申告を不要にすることができます。また、分配金・利子と譲渡損失との損益通算も行い、損失が発生した場合には、徴収した税額の還付が行われます。簡易申告口座は、金融機関が作成する「年間取引報告書」を使い、お客さまご自身が簡易な方法で確定申告できます。

## 目論見書

投資信託の各商品ごとに作られている説明書のことです。ファンドの仕組み、性格および特色、運用体制、投資リスク、申込み・換金手続き、手数料などの費用、税金などを詳しく説明しています。目論見書にはお客さまにあらかじめまたは同時に交付される「交付目論見書」とお客さまからの請求があった場合にのみ交付される「請求目論見書」があります。

## 運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかをお客さま（受益者）に報告する説明書です。この中では基準価額、分配金の状況や今後の運用方針などが詳しく説明されています。

## 信託財産

投資信託は、多くのお客さまから集められたお金を運用の専門家である運用会社（委託者）が、株式や債券、不動産投資信託などを対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資産のことを信託財産といいます。

## 信託財産留保額

投資を続けるお客さまとの公平性の確保や、ファンドの残高の安定的な推移を図るため、解約時等に徴収される費用のことです。ファンドによっては、一切徴収しないもの、保有期間によって軽減するもの、一定期間保有すれば徴収されないものなどさまざまです。



## 運用管理費用（信託報酬）

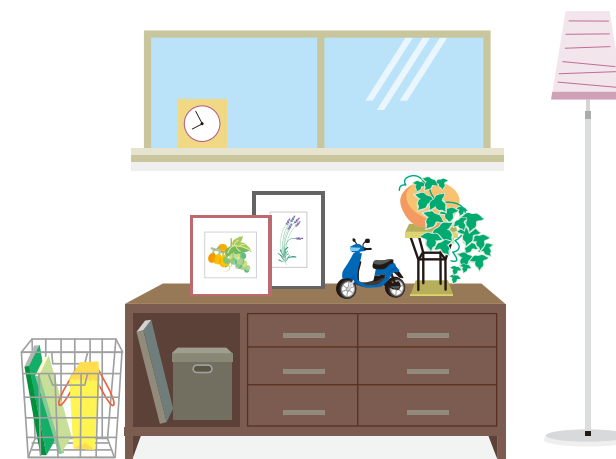
投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。信託財産の中から、運用会社（委託者）・信託銀行（受託者）・信用組合（販売会社）に支払われます。その割合および額は、「交付目論見書」や「運用報告書」の費用の項目に記載されています。

## 購入時手数料

お客さまが投資信託を購入する際、信用組合（販売会社）に支払う手数料を購入時手数料といいます。なお、購入時手数料はファンドごとに異なっています。

## NISA（少額投資非課税制度）

NISA口座で購入した投資信託等の分配金および譲渡益が非課税になる制度です。



※本資料の内容は、2023年11月時点の関係法令にもとづいて作成しています。今後の税制改正に伴い内容が変更となる可能性があります。

---

■お申込みと資産運用のご相談は

## 銚子商工信用組合

登録金融機関登録番号：関東財務局長(登金)第289号

本店所在地：〒288-0043 千葉県銚子市東芝町1-19

加入金融商品取引業協会：ありません

当信用組合への連絡方法：銚子商工信用組合 業務推進部 TEL 0479-22-5335

